

神奈川県立かながわ労働プラザ条例

平成 7 年 3 月 14 日

条例第 6 号

改正 平成 9 年 3 月 25 日条例第 2 号 平成 17 年 3 月 29 日条例第 50 号
平成 20 年 7 月 22 日条例第 32 号 平成 22 年 3 月 30 日条例第 35 号
平成 26 年 3 月 25 日条例第 7 号 平成 27 年 3 月 20 日条例第 45 号

神奈川県立かながわ労働プラザ条例をここに公布する。

神奈川県立かながわ労働プラザ条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、神奈川県立かながわ労働プラザの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供するための施設として、神奈川県立かながわ労働プラザ(以下「かながわ労働プラザ」という。)を横浜市中区寿町 1 丁目 4 番地に設置する。

(指定管理者による管理)

第 3 条 かながわ労働プラザの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) かながわ労働プラザの施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
 - (2) かながわ労働プラザの利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務
 - (3) かながわ労働プラザの利用の促進に関する業務
 - (4) 前条に定める設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務
- 追加〔平成 17 年条例 50 号〕

(指定管理者の指定の申請)

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、登記事項証明書
- (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書

- (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 追加〔平成 17 年条例 50 号〕、一部改正〔平成 20 年条例 32 号〕

(指定管理者の指定の基準)

第 5 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準によりかながわ労働プラザの指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に主たる事務所を有する法人等であること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 第 8 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。

追加〔平成 17 年条例 50 号〕

(指定管理者の指定の告示)

第 6 条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成 17 年条例 50 号〕

(管理の基準等)

第 7 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - (2) 指定管理業務の実施に関する事項
 - (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

追加〔平成 17 年条例 50 号〕

(指定管理者の指定の取消し等)

第 8 条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- (2) 第 5 条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前条第 1 項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例50号〕

(休館日)

第9条 かながわ労働プラザの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、かながわ労働プラザの施設等の修理その他の理由により必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

追加〔平成17年条例50号〕、一部改正〔平成27年条例45号〕

(開館時間)

第10条 かながわ労働プラザの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、労働情報コーナーにあっては、午前9時から午後7時(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあっては、午後5時)までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

追加〔平成17年条例50号〕、一部改正〔平成27年条例45号〕

(利用の承認)

第11条 かながわ労働プラザを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設等の利用については、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。

(1) かながわ労働プラザにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他利用させることがかながわ労働プラザの管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成17年条例50号〕

(利用料金の納付)

第12条 前条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、かながわ労働プラザの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。

3 前項の利用料金は、前納とする。ただし、駐車場利用料金については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

一部改正〔平成17年条例50号〕

(利用料金の減免)

第 13 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

一部改正〔平成 17 年条例 50 号〕

(利用料金の不還付)

第 14 条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の事情によりかながわ労働プラザを利用することができないと認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成 17 年条例 50 号〕

(利用承認の取消し等)

第 15 条 指定管理者は、かながわ労働プラザを利用する者が第 11 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき又は指定管理者が必要と認めるときは、同条第 1 項の承認を取り消し、又はかながわ労働プラザの利用を中止させることができる。

一部改正〔平成 17 年条例 50 号〕

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、かながわ労働プラザの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成 17 年条例 50 号〕

附 則

この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 3 条から第 7 条まで及び第 9 条の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 7 年 9 月規則第 98 号で、同 7 年 10 月 1 日から施行)

附 則 (平成 9 年 3 月 25 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(会館等の使用料に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に会館等の利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、第 2 条から第 7 条まで、第 9 条、第 22 条、第 27 条及び第 28 条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 17 年 3 月 29 日条例第 50 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第 8 条の規定により管理の委託をしている神奈川県立かながわ労働プラザの管理の委託並びに休館日及び開館時間については、平成 18 年 9 月 1 日(同日前に改正後の第 5 条の規定により指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定の日。以下「指定等の日」という。)までの間は、なお従前の例による。

- 3 改正前の第3条から第7条までの規定は、前項の規定により管理を委託する間は、なおその効力を有する。
- 4 指定等の日以前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第3条及び第7条の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ改正後の第11条及び第15条の規定によりされた処分又は手続とみなす。

附 則（平成20年7月22日条例第32号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第35号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立かながわ労働プラザ条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立かながわ労働プラザ（屋内駐車場及びトレーニング機器一式を除く。）の利用に係る利用料金について、改正後の規定の例により、神奈川県立かながわ労働プラザ条例第12条第2項に基づく知事の承認を得ることができる。

附 則（平成26年3月25日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第52条及び第53条並びに附則第3項及び第11項の規定は公布の日から、第51条及び附則第10項の規定は同年5月1日から、第22条及び第42条並びに附則第8項の規定は同年10月1日から施行する。

（神奈川県立相模湖交流センター等の利用料金に関する経過措置）

- 3 第2条、第5条、第7条から第9条まで、第11条、第14条、第15条、第17条、第47条、第49条、第54条、第55条、第57条から第61条までに規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用等に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

附 則（平成27年3月20日条例第45号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立かながわ労働プラザ条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立かながわ労働プラザの利用に係る利用料金について、改正後の別表第1及び別表第2の規定の例により、神奈川県立かながわ労働プラザ条例第12条第2項の規定に基づく知事の承認を得ることができる。

別表第1（第12条関係）

施設利用料金の上限額

1 多目的ホール等利用料金

区 分			平 日		日曜日及び休日	
			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
多目的 ホール	全室	利用に係る催し等について入場料金を徴収する場合	1時間につき 12,660円	1時間につき 16,050円	1時間につき 16,050円	1時間につき 16,050円
		利用に係る催し等について入場料金を徴収しない場合	同 9,160円	同 11,520円	同 11,520円	同 11,520円
	多目的 ホール (A)	利用に係る催し等について入場料金を徴収する場合	同 5,460円	同 7,100円	同 7,100円	同 7,100円
		利用に係る催し等について入場料金を徴収しない場合	同 4,020円	同 5,040円	同 5,040円	同 5,040円
	多目的 ホール (B)	利用に係る催し等について入場料金を徴収する場合	同 7,100円	同 8,950円	同 8,950円	同 8,950円
		利用に係る催し等について入場料金を徴収しない場合	同 5,150円	同 6,380円	同 6,380円	同 6,380円
会 議 室	特 別 会 議 室		同 1,750円	同 2,060円	同 2,060円	同 2,580円
	第 1 会 議 室		同 720円	同 930円	同 930円	同 1,140円
	第 2 会 議 室		同 720円	同 830円	同 830円	同 1,030円
	第 3 会 議 室		同 2,160円	同 2,780円	同 2,780円	同 3,500円
	第 4 会 議 室		同 1,030円	同 1,340円	同 1,340円	同 1,650円
	第 5 会 議 室	全 室	同 2,990円	同 3,810円	同 3,810円	同 4,740円
	第 6 会 議 室	隣接する2室	同 2,060円	同 2,470円	同 2,470円	同 3,190円
	第 7 会 議 室	1 室	同 930円	同 1,240円	同 1,240円	同 1,550円
	第 8 会 議 室		同 720円	同 930円	同 930円	同 1,140円
	第 9 会 議 室		同 720円	同 930円	同 930円	同 1,140円
	第 10 会 議 室		同 930円	同 1,240円	同 1,240円	同 1,550円
第 11 会 議 室		同 1,030円	同 1,340円	同 1,340円	同 1,650円	
和 室		同 1,030円	同 1,240円	同 1,240円	同 1,550円	
ト レ ー ニ ン グ ル ーム		同 1,750円	同 2,680円	同 2,680円	同 2,680円	

2 ギャラリー利用料金

区 分	利用料金の額
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	1時間につき 2,110円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 1,340円

3 音楽スタジオ利用料金

区 分	利用料金の額
第1音楽スタジオ	1時間につき 1,190円
第2音楽スタジオ	同 1,080円

4 駐車場利用料金

区 分	1時間以内の場合		1時間を越える場合	
	屋内駐車場	1台につき	420円	1台最初の1時間につき 420円

一部改正〔平成9年条例2号・17年50号・22年35号・26年7号・27年45号〕

別表第2（第12条関係）

設備利用料金の上限額

1 多目的ホール等設備利用料金

種 別	単 位	利用料金の額
ビデオシステム	1 時 間	780円
液晶プロジェクター	同	780円
スライド映写機	同	340円
オーバーヘッドプロジェクター	同	340円
書画カメラ	同	340円
テープレコーダー	同	340円
その他の電気機器	同	340円
ワイヤレスマイクロフォン	同	420円
金びょうぶ	同	420円
カラオケセット	同	1,190円
エレクトーン	同	540円
トレーニング機器一式	1 人 1 回	310円

備考1 1回とは、継続する4時間以内の利用をいう。

- 2 利用時間が継続して4時間を越える場合のその超える利用時間に係る利用料金は、その超える利用1時間につき、1回の利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とする。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たない場合又はこれに1時間未満の端数の時間を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

2 音楽スタジオ設備利用料金

種 別	単 位	利用料金の額
ピアノ	1 時 間	1,080 円
エレクトリックピアノ	同	570 円
シンセサイザー	同	570 円
その他の楽器	同	570 円
テープレコーダー	同	670 円
その他の音響機器	同	570 円

一部改正〔平成9年条例2号・17年50号・22年35号・26年7号・27年45号〕